

○東大阪都市清掃施設組合職員定数条例

昭和40年11月8日

東大阪都市清掃施設組合条例第5号

改正 昭和42年3月29日条例第5号

昭和44年7月4日条例第4号

昭和45年2月25日条例第1号

昭和46年2月25日条例第1号

昭和46年6月17日条例第4号

昭和47年11月25日条例第1号

昭和48年12月14日条例第3号

昭和49年8月19日条例第1号

(定義)

第1条 この条例で職員とは、本組合の常勤の職員（臨時に雇用される者を除く。）をいう。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は162人以内とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し昭和40年10月4日から適用する。

附 則（昭和42年3月29日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年7月4日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年2月25日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年2月25日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年6月17日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年11月25日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年12月14日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年8月19日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。